

平成26年度定期監査指摘事項に対する措置内容について

(ふるさと創造部・健康福祉部)

指摘事項の要旨	措置内容
<p data-bbox="177 365 820 454">出先機関の収入現金の取り扱いについて (ふるさと創造部、健康福祉部)</p> <p data-bbox="177 533 820 678">地域交流センター、健康福社会館では、施設使用料等の収入現金を一時保管している。</p> <p data-bbox="177 696 820 954">職員配置、現金保管の安全確保体制等、施設ごとの事情も考えられるが、収入現金は速やかに指定金融機関・会計室に入金するのが原則であり、早期入金に努められたい。</p>	<p data-bbox="831 533 1417 846">各施設では、毎日金融機関の受入れ時間までに入金に行くことは困難な現状ですが、今後、健康福社会館の収入現金は、原則週2回、金融機関に入金するように改め、地域交流センターでも同様に早期入金に取り組みます。</p> <p data-bbox="831 864 1417 954">また、収入金額が多い場合等は、随時入金します。</p>